

市町村及び林業関係団体の森林環境税に関する意見について

資料 1

1 概要

平成18年度から森林環境税を創設し、水源区域の森林整備や県産間伐材の利用、森林環境学習の推進などの「県民一人一人が参画する新たな森林づくり」を進めてきたが、現行制度が平成22年度で満了することから、平成23年度以降のあり方を検討するため、県内市町村(59市町村)及び林業関係団体(42団体)へ森林環境税に関する意見照会(別紙照会様式1, 2)を行った。

2 意見

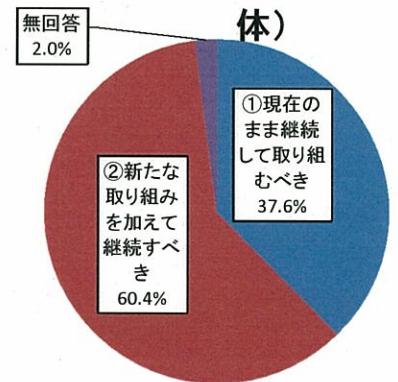
環境税に関する意向集計

意見回答先	選択項目	件数	割合
市町村 (59市町村)	①現在のまま継続して取り組むべき	26	44.1%
	②新たな取り組みを加えて継続すべき	33	55.9%
	③継続すべきでない	0	0.0%
	無回答	0	0.0%
林業関係団体 (42団体)	①現在のまま継続して取り組むべき	12	28.6%
	②新たな取り組みを加えて継続すべき	28	66.7%
	③継続すべきでない	0	0.0%
	無回答	2	4.8%
合計	①現在のまま継続して取り組むべき	38	37.6%
	②新たな取り組みを加えて継続すべき	61	60.4%
	③継続すべきでない	0	0.0%
	無回答	2	2.0%

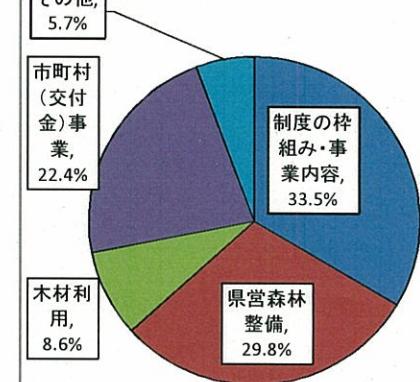
意見の割合

意見回答先	項目	件数	割合
市町村	制度の枠組み・事業内容	43件	27.0%
	県営森林整備	44件	27.7%
	木材利用	10件	6.3%
	市町村(交付金)事業	52件	32.7%
	その他	10件	6.3%
	小計	159件	
林業関係団体	制度の枠組み・事業内容	39件	45.3%
	県営森林整備	29件	33.7%
	木材利用	11件	12.8%
	市町村(交付金)事業	3件	3.5%
	その他	4件	4.7%
	小計	86件	
合計	制度の枠組み・事業内容	82件	33.5%
	県営森林整備	73件	29.8%
	木材利用	21件	8.6%
	市町村(交付金)事業	55件	22.4%
	その他	14件	5.7%
	合計	245件	

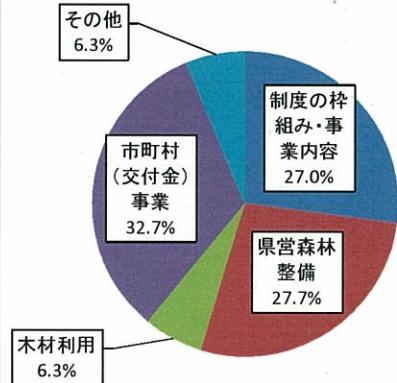
環境税に関する意向(全体)



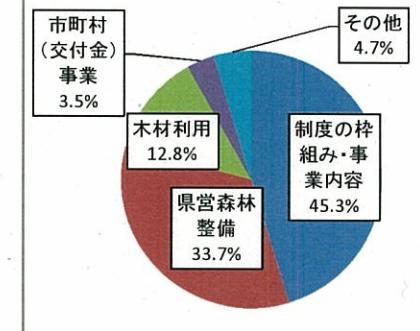
意見の割合(全体)



意見の割合(市町村)



意見の割合(林業関係団体)



意見区分	意見	市町村	林業関係団体	合計	主な意見の内容
制度の枠組み・事業内容	森林病虫獣害対策の追加	9	2	11	・森林病害虫防除対策 ・獣害対策の森林整備の推進
制度の枠組み・事業内容	広葉樹・里山林整備の県営事業を追加	2	8	10	・広葉樹の森林整備の追加 ・里山林の整備の推進
制度の枠組み・事業内容	造林未済地における再造林	1	5	6	・再造林に対する支援措置 ・造林放棄地への再造林
制度の枠組み・事業内容	森林組合等の提案による森林整備事業の実施	4	1	5	・森林整備事業を森林組合、NPO、企業等へ拡充する ・森林組合が独自に取り組める森林整備事業の追加
制度の枠組み・事業内容	森林ボランティア団体等に対する支援の拡充	1	3	4	・森林ボランティア事業の助成の拡充 ・市民参加による森林整備体制の構築
制度の枠組み・事業内容	造林補助事業の嵩上げ	1	3	4	・造林補助の嵩上げ(100%補助)
制度の枠組み・事業内容	森林環境学習の推進	2	1	3	・森林環境教育への拡充
制度の枠組み・事業内容	作業路整備に対する支援の拡充	1	2	3	・作業路整備に対する支援の拡大 ・作業道の積極的導入
制度の枠組み・事業内容	森林環境税の課税期間終了後に林業事業体及び森林所有者が自立できる方向性の確立	0	3	3	・現行の取り組みを将来を見据えた自立的・総合的な取り組み(作業路整備、搬出経費の低減化、地産地消の促進)につなげる。 ・森林環境税が終了された後の取り組みを見据えた事業の提案(広葉樹の森林整備ときのこ栽培の複合的な取り組みの提案)
制度の枠組み・事業内容	間伐材搬出支援の拡充	3	0	3	・間伐材搬出支援の拡充
制度の枠組み・事業内容	森林環境税の使途を森林整備に限定	2	0	2	・森林環境税の使途を森林整備に限定する。
制度の枠組み・事業内容	森林環境基金事業を活用した研究の実施	1	1	2	・流通システム確立のための研究
制度の枠組み・事業内容	境界の明確化事業の実施	1	1	2	・森林の境界明確化及び森林調査の実施
制度の枠組み・事業内容	林業労働力確保に関する支援	1	1	2	・林業労働者の育成支援事業の追加
制度の枠組み・事業内容	企業の森林づくりへの支援	1	1	2	・森林づくり実施企業への助成
制度の枠組み・事業内容	危険木の除去	0	2	2	・道路法面の整備
制度の枠組み・事業内容	複数市町村にまたがった一体的な森林整備の実施	1	0	1	
制度の枠組み・事業内容	生活環境保全林内の森林整備の実施	1	0	1	
制度の枠組み・事業内容	森林整備事業における除伐の実施	1	0	1	
制度の枠組み・事業内容	野生生物対策の追加	1	0	1	
制度の枠組み・事業内容	森林整備における発生材を有効に活用できる事業の実施	1	0	1	
制度の枠組み・事業内容	既存の町単独の事業の財源としての活用	1	0	1	
制度の枠組み・事業内容	不法投棄対策への取り組み	1	0	1	
制度の枠組み・事業内容	林業機械の導入支援	1	0	1	
制度の枠組み・事業内容	次期対策に向けて市町村と意見交換を行う場の設定	1	0	1	
制度の枠組み・事業内容	森林公园等での生態調査の実施	1	0	1	
制度の枠組み・事業内容	森林整備事業における枝打ちの実施	1	0	1	
制度の枠組み・事業内容	竹林の整備事業の実施	1	0	1	
制度の枠組み・事業内容	森林レクリエーションの推進	1	0	1	
制度の枠組み・事業内容	林業研究グループに対する支援の実施	0	1	1	
制度の枠組み・事業内容	林地保有者へ対する補助の実施	0	1	1	
制度の枠組み・事業内容	緑の雇用制度の充実	0	1	1	
制度の枠組み・事業内容	県民総ぐるみ植樹運動の展開	0	1	1	
制度の枠組み・事業内容	森林環境税の増額による事業の拡充	0	1	1	
県営森林整備	水源区域に限定しない森林整備の実施	18	21	39	・水源区域に限定しない森林整備 ・水源区域にとらわれない森林吸収源対策として全ての森林を対象とする
県営森林整備	国有林(部分林)、公有林、公社造林等の追加	7	4	11	・公的機関の管理する森林へも拡充

意見区分	意見	市町村	林業関係団体	合計	主な意見の内容
県営森林整備	県営森林整備事業の実施における市町村負担(同意の取りまとめ、説明会の段取り)の軽減	8	0	8	・県営森林整備事業における市町村の関わりの軽減(協定書を二者協定とする等)
県営森林整備	森林整備事業における林齢樹種の制限撤廃	3	0	3	・樹種を問わない森林整備(アカマツ、広葉樹) ・森林整備における林齢、樹種制限の撤廃。 ・高齢級林分を対象とする
県営森林整備	森林管理協定の協定期間(15年)の見直し	2	1	3	・森林管理協定期間の短縮
県営森林整備	保安林の森林整備の追加	1	2	3	・保安林の森林整備の追加
県営森林整備	各市町村毎の目標面積の撤廃	2	0	2	・間伐面積の市町村毎の目標値の撤廃
県営森林整備	森林整備事業の実施にあたり住民との合意形成等を森林組合に委託できる仕組みの構築	1	1	2	・県営森林整備事業実施箇所の掘り起こしを森林組合へ委託 ・森林整備の取りまとめに関する森林組合への助成
県営森林整備	森林環境基金森林整備事業の早期発注	1	0	1	
県営森林整備	撤出路と間伐を併せた事業の実施(加速化事業に併せる)	1	0	1	
木材利用	木材利用の推進	3	5	8	・公共交通機関の施設における木材の活用 ・木材販売部門への支援 ・木材利用に対する補助の拡大 ・間伐材の利用促進
木材利用	薪ストーブに対する補助	4	1	5	薪ストーブへの補助
木材利用	オフセット・クレジットに関する事業推進	2	1	3	・J-VERの活用 ・県独自のカーボンオフセット制度の創設
木材利用	木質バイオマスの利用促進	1	2	3	・ペレットストーブの補助率の拡大、県独自のペレットストーブの開発
木材利用	木造住宅の補助	0	2	2	・県産材を活用した木造住宅の建設促進
市町村(交付金)事業	重点枠の拡大	10	1	11	・重点枠における事業対象の拡大 ・重点枠の補助率を10／10として欲しい。 ・重点枠における木材の利用の拡充(構造材、外壁材への活用及び修繕)も対象とする。 ・重点枠における森林整備の推進を市町村の裁量で取り組めるものに。
市町村(交付金)事業	県産間伐材の利用促進の拡充	7	0	7	・重点枠の間伐材の利活用推進において材料費のみから工事費等も含めたものに。 ・重点枠における県産間伐材利用促進事業の補助率の増
市町村(交付金)事業	基本枠の拡大	7	0	7	・市町村事業における基本枠の拡大 ・基本枠事業における県から各学校への交付金支出の実施(県の林業技術者の専門的知識の活用にもつながる) ・基本枠の融通性の確保
市町村(交付金)事業	次期対策における市町村事業の継続	6	0	6	・森林環境交付金事業における基本枠及び重点枠の継続 ・市町村事業の現状維持
市町村(交付金)事業	各市町村の取り組みについての情報提供	6	0	6	・市町村事業の優良事例の発表会の開催 ・基本枠の他市町村の情報提供
市町村(交付金)事業	重点枠の審査基準の明確化	6	0	6	・重点枠の採択基準の明確化 ・重点枠における外構施設と物品の基準の明確化
市町村(交付金)事業	木製設備の更新の追加	2	0	2	・木材設備の更新への助成 ・重点枠(間伐材の利活用推進)における事業内容の拡充(既存施設の改修補修を対象とする)
市町村(交付金)事業	重点枠の廃止・縮小	2	0	2	・重点枠の見直し・縮小 ・交付金事業の重点枠の廃止
市町村(交付金)事業	重点枠の審査時期の前倒し	2	0	2	・重点枠の採択時期の前倒し
市町村(交付金)事業	重点枠における全体計画(複数年計画)での審査の実施	1	0	1	

意見区分	意見	市町村	林業関係団体	合計	主な意見の内容
市町村(交付金)事業	市町村事業の一元化(重点枠と基本枠の区分の撤廃)	1	0	1	
市町村(交付金)事業	森林整備事業の標準単価の設定	1	0	1	
市町村(交付金)事業	県道沿線の森林整備の採択	1	0	1	
市町村(交付金)事業	公共施設以外への木質内装材の助成	0	1	1	
市町村(交付金)事業	市町村事業費の増額	0	1	1	
その他	森林環境税の積極的なPR	5	3	8	・森林環境税のPRの推進 ・県民への周知 ・広報・広聴の強化
その他	事業への県民意見の反映	4	0	4	・タウンミーティング、アンケートの定期的な実施
その他	森林環境基金事業の啓発のためイベントの開催	1	0	1	
その他	森懇の情報を提供できる体制の構築	0	1	1	
	合計	159	86	245	

森林環境税に関する今後のあり方について

市町村名: _____

問1. 平成23年度以降の森林環境税のあり方について

本県では、森林を健全な状態で次世代に引き継ぐために、平成18年度から平成22年度まで5年間行うこととしていますが、平成23年度以降のあり方についてどのようにお考えですか。

①現在のまま継続して取り組むべき	_____
②新たな取り組みを加えて継続すべき	_____
③継続すべきでない	_____

問1で②と回答された方にお聞きします。

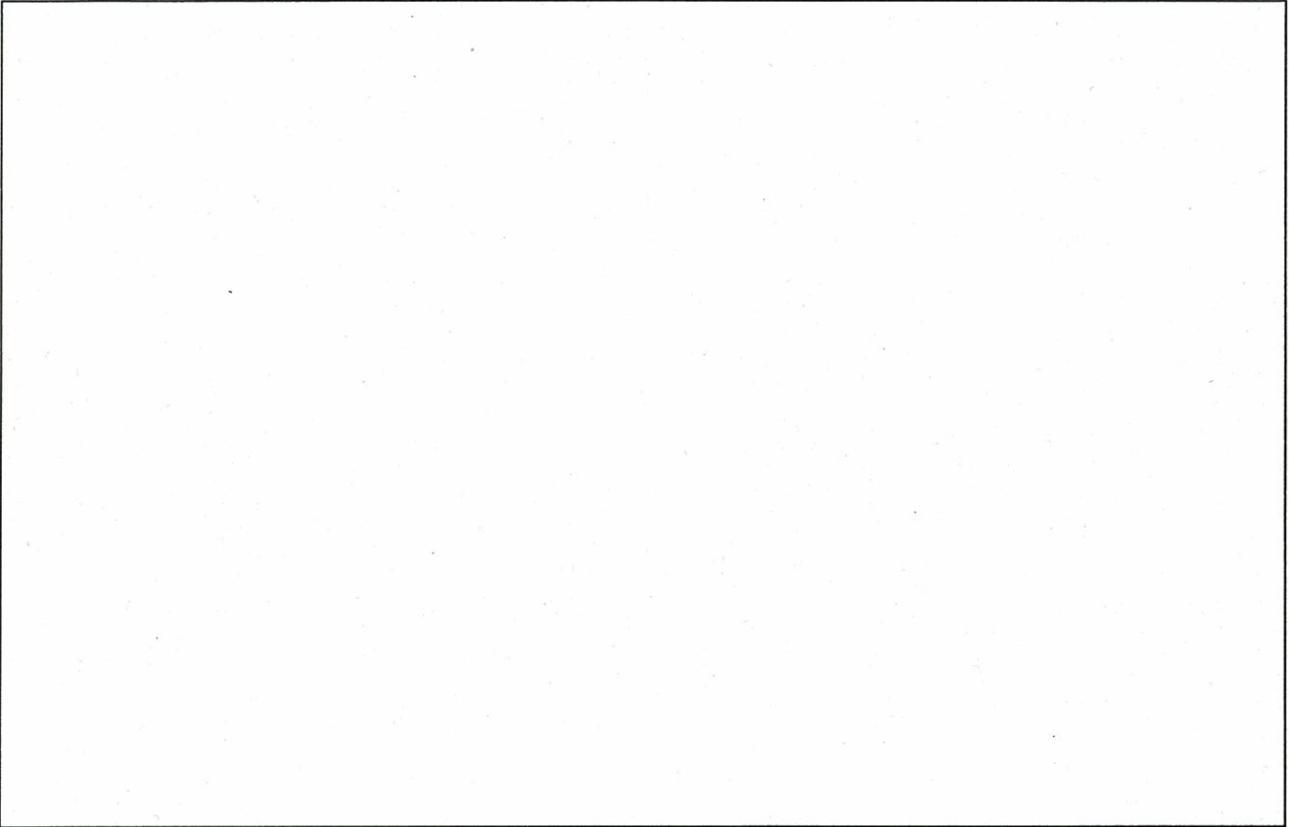
問2 新たに加えるべきと考える取り組みを具体的に記入して下さい。
また、その理由を記入して下さい。

新たに加えるべき取り組み	_____
その理由	_____

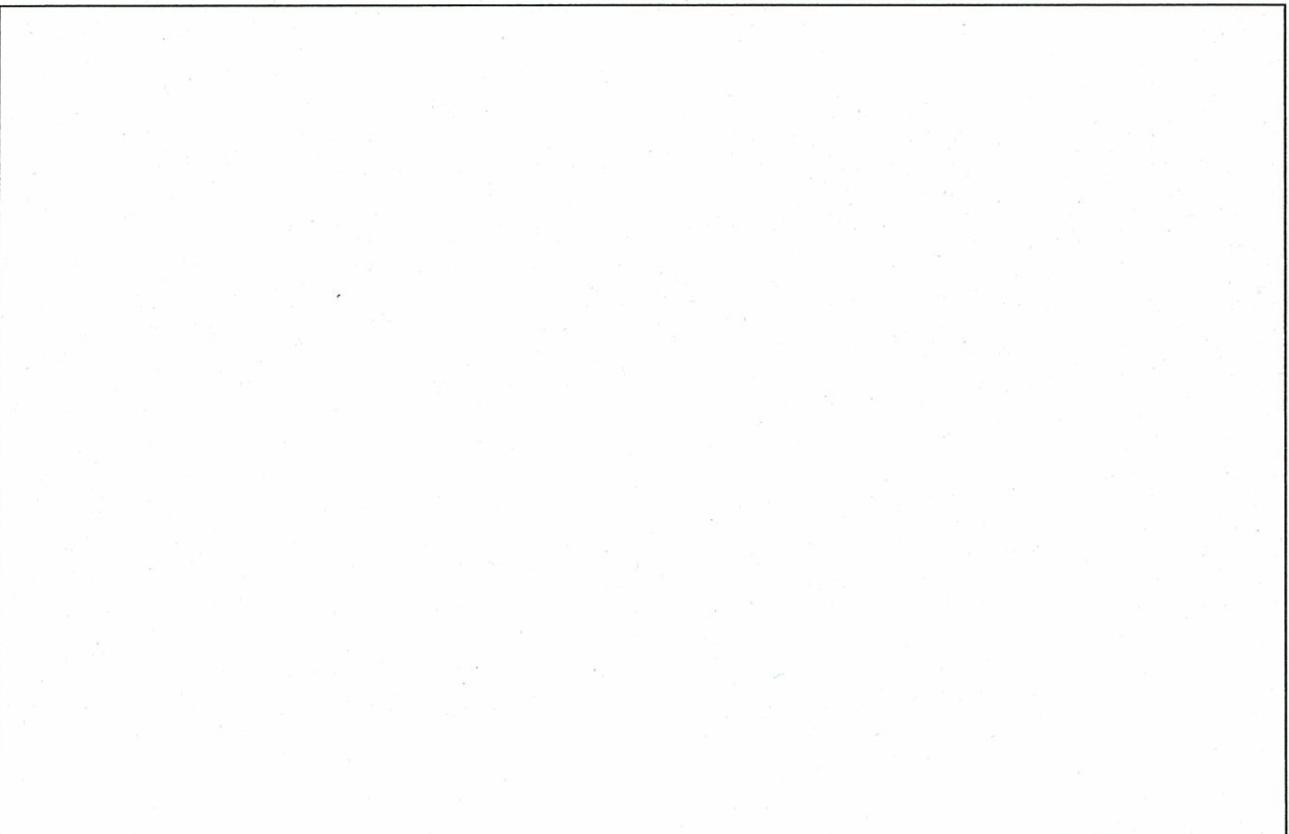
問3 問1で③と回答された方にお聞きします。
継続すべきでない理由を記入して下さい。

その理由	_____
------	-------

問4. 県営森林整備事業について、意見、要望、改善すべき点等を記入して下さい。



問5. 市町村事業(基本枠、重点枠)について、意見、要望、改善すべき点等を記入して下さい。



問6. 森林環境税全般について、意見、要望等を自由に記入して下さい。

--	--

【担当部局等】

部・課(室)	
担当者(職・氏名)	
電話番号	
E-mail	

ご協力ありがとうございました。

森林環境税に関する今後のあり方について

組織名: _____

問1. 平成23年度以降の森林環境税のあり方について

本県では、森林を健全な状態で次世代に引き継ぐために、平成18年度から平成22年度まで5年間行うこととしていますが、平成23年度以降のあり方についてどのようにお考えですか。

①現在のまま継続して取り組むべき	
②新たな取り組みを加えて継続すべき	
③継続すべきでない	

問1で②と回答された方にお聞きします。

問2 新たに加えるべきと考える取り組みを具体的に記入して下さい。
また、その理由を記入して下さい。

新たに加えるべき取り組み	
その理由	

問3 問1で③と回答された方にお聞きします。
継続すべきでない理由を記入して下さい。

その理由	
------	--

問4. 森林環境税全般について、意見、要望等を自由に記入して下さい。

【担当部局等】

部・課(室)	
担当者(職・氏名)	
電話番号	
E-mail	

ご協力ありがとうございました。